

令和7年度 大学・高専発 研究提案 募集要項

1 目的

豊田市と包括連携協定を締結する6大学等(愛知学泉大学、愛知県立芸術大学、愛知工業大学、中京大学、日本赤十字豊田看護大学、豊田工業高等専門学校)から、大学等の知見や教員の研究成果を活用したまちづくり等に関わるご提案をいただき、共働により課題解決を図る取組です。

2 応募資格

- ・豊田市と包括連携協定を締結する6大学等の教員、研究室、ゼミ、学生等

※ただし、次の委員(兼務含む)は除く。

教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会

※大学間の共同による提案も募集しています。

- ・豊田市税の納税義務者の場合、滞納していないこと。

※本件事務局が申請者の豊田市税に係る納付状況を確認することに同意すること。

3 募集テーマ

次の(1)または(2)の3テーマから1つを選択(複数応募可)

(1) 自由テーマ(地域課題への対応、まちづくりの推進に関する調査研究等)

(2) 市提案型テーマ(以下3テーマ)

募集テーマ	解決したい課題	期待する成果	所管課
外国人来訪者の 市内観光・消費 拡大の促進	豊田市では、2026年9～10月に開催される「アジア・アジアパラ競技大会」の開催地として多くの外国人の来訪が見込まれている。 外国人に向けた様々な観光促進や消費拡大の取組を検討しており、特に「豊田市の食文化」を核とした魅力の創出・拡大が課題となっている。	「豊田市の食文化」を核とした魅力について、外国人へのニーズ調査を実施した上で、市内事業者と連携した体験型プログラムの考案(観光ルート等)、魅力の磨き上げ(新商品の開発等)、外国人に向けたPR(外国語チラシ、リーフレットの作成等)などを通じた魅力創出・拡大を図りたい。 ※外国人へのニーズ調査は「豊田市国際交流協会」、市内事業者との調整は「(一社)ツーリズムとよた」との連携を想定(所管課にて調整可)	商業 観光課 (R7.4から) 観光誘客 推進課
デジタルツイン を活用したイン フラ DX の推進 に向けた施策提 案	豊田市では、現実空間の道路や建物をデジタル上に3Dで再現する「デジタルツイン」の構築を進めている。 道路の点群データや建物の3Dデータ等を道路の維持管理や浸水シミュレーション等に活用しているが、今後は専門知識や技術を生かした更なる利活用を図っていききたい。	大学等有する専門知識や技術、アイデアから、デジタルツインを活用したインフラDXを進めたい。 (例:様々なデータを用いたシミュレーション、実地調査を通じた分析手法の提案など) ※提供可能なデータ ・提案全市道約2,600kmの3次元点群データ ・全市域約918km ² の3D都市モデル(PLATEAU)	建設 企画課

介護経営・運営に挑戦する人材の裾野拡大に対する提案	経営者不足の問題が社会的な問題となる中、中小企業による経営が中心の介護業界では特に顕著になっている。 一方、介護業界は介護報酬による安定的な収入を見込むことができ、現場経験があれば起業しやすく、高齢者の健康意識を向上させる介護保険外の別事業（飲食業や旅行業等）との相乗効果も高いことが、起業を目指す経営者に浸透していない。	起業しやすい業界であることを広く効果的に周知する手法の提案や各種啓発物の作成、学生・若手経営者への意識調査や動向分析の実施など、各大学・学部の有する専門的知見や活動を生かした幅広い視点からの提案により、新たな介護経営・運営者の確保につなげたい。	介護 保険課
---	---	---	-------------------

4 事業実施の期間

予算が発生する事業については、令和7年度の1年間とします。

5 応募・事前相談

(1) 応募受付期間

令和7年3月21日（金）～4月18日（金） ※必着

※同期間で提案内容や研究提案制度等に関する事前相談も受け付けています。

(2) 応募方法

次の様式に必要な事項を記入のうえ、以下の送付先まで電子データで提出

送付先：豊田市役所 経営戦略課 keiei-senryaku@city.toyota.aichi.jp

①提案書、②提案企画書、③事業費積算書、④提案者等調書

(3) 募集要項、申請様式のダウンロード

豊田市公式ホームページ ⇒ サイト内検索「1018792」

(4) 事前相談の実施

提案書等の作成に当たり事前相談を受け付けていますので、お気軽に御相談ください。

（事前相談は応募の必須条件ではありません。）

- 制度全般に関すること【経営戦略課】
- テーマや課題、現在の取組の方向性との整合性などの確認【経営戦略課または所管課】
- 市担当事務か否かの確認（国及び県の事務でないかの確認）【経営戦略課または所管課】
- 対象経費や事業費算定方法に関すること【経営戦略課】

6 事業費

(1) 総事業費の考え方

本研究提案においては、単独での事業提案を始め、各大学等の予算及び他の研究等に係る申請の総事業費の一部費用として事業提案することができます。

(例) 総事業費 500万円の場合

大学等単独予算	300万円
他の補助金等	100万円
本研究提案予算	100万円

(2) 事業費の考え方

豊田市が負担する金額は、1事業あたり100万円以内とします（ただし、総事業費が100万円を超えることは構いません。）。事業費の積算の際に、市が負担する部分を明示してください。

なお、採択する提案数などの状況により、提案者の同意に基づいた上で、豊田市が負担する事業費を調整して採択する場合があります。

(3) 事業費に含む主な経費

消耗品費、印刷製本費、旅費交通費（調査目的に限る。）、会議室等使用料、通信運搬費、リース費、委託費、原材料費、その他事業に直接要する経費のうち必要と認めるもの。ただし、次の経費は総事業費に含めることはできません。

- 教員の人件費（ただし、本事業の実施に限り臨時的に雇用する人件費は除く）
- 事業実施期間外の経費
- 会議などでの食糧費
- 備品購入費（2万円を超える物品等の購入）
- 支出の根拠が確認できない経費

消費税等の取扱いに関する注意事項

経費に含まれる消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）に係る仕入控除税額（※）は、申請事業費に含めることはできません。各大学法人等の税務処理において、消費税等に係る仕入税額控除制度の適用がある場合、申請事業費には消費税等を含めずに申請してください。

（※）経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の乗じて得た金額の合計額。

7 審査及び審査結果

書類による予備審査を行った上で、プレゼンテーション審査（5月～6月予定）を行います。

（１）審査基準

審査項目	内容
公共性	行政と共働で行う意義、社会的な価値はあるか。
実現可能性	・事業の計画は具体的か。（時間的） ・課題解決手法は適切か。（人的・技術的）
独創性	・新規性や創意工夫があるか。 ・大学等の専門性を生かしているか。
費用対効果	事業費に対する効果はどうか。

（２）予備審査

応募いただいた書類について予備審査を行い、必要に応じてヒアリングを実施します。

（３）プレゼンテーション審査

- ・予備審査を通過した提案については、プレゼンテーション（提案説明・質疑応答等）を行っていただき、審査により採択する提案を決定します。
- ・プレゼンテーション審査の日程については別途調整します。

（４）事業採択

提案者が一者の場合でも、最低基準点に達しない場合は採択しません。

（５）審査結果の連絡

- ・審査結果は応募いただいた全ての大学等にお知らせします。
- ・採択された提案については、豊田市との共働事業としての具体化と予算化に向けて、事業部局と協議・調整を行っていただきます。その結果を踏まえて、具体的な協定締結など必要な措置を行います。

8 採択内容の実施

（１）協定等の締結

大学等と豊田市は、それぞれの役割分担や負担割合など、共働により生み出される権利等の帰属などを明らかにした協定等（共働研究、調査、委託事業等）を締結します。

（２）事業実績報告

事業完了後、すみやかに事業実績報告を提出していただきます。

（３）事業費の確定及び精算

大学等及び豊田市の事業実施部局は、上記の事業実績報告と併せて総事業費の額を確定し、確定額が当初予定した事業費と異なる場合には、精算手続きを行います。

（４）成果報告会の実施

事業の実施により得られた研究成果等について、成果報告会で披露していただきます。（具体的な成果報告会の内容については、改めて経営戦略課等と調整となります。）

9 全体の流れ

項目	時期	内容
事前相談、提案募集	3月下旬～ 4月中旬	「5 応募・事前相談」に記載のとおり
プレゼンテーション審査	5月下旬～ 6月上旬	書類による予備審査を行った上で、提案内容をプレゼンテーション審査
採択・事業実施に向けた調整	6月中	豊田市との共働事業としての具体化と予算化に向けて、豊田市の事業部局と協議・調整
契約等の締結	7月中	それぞれの役割分担や負担割合など、共働により生み出される権利等の帰属などを明らかにした契約等（共働研究、調査、委託事業等）を締結
事業実施、事業実績報告	7月～翌3月	事業完了後、すみやかに事業実績報告を提出
事業成果報告会	翌3月～4月	事業の実施により得られた研究成果を発表

10 その他

- (1) 応募に要する費用は、すべて大学等の負担となります。
- (2) 豊田市は事業の成果を自由に活用できるものとします。ただし、個人情報及び秘匿情報等に関する具体的な項目は、別途、契約等に定めることとします。
- (3) 大学等が成果を公表する場合には、本制度による成果であることを明示してください。

【問合せ・申込先】

豊田市役所 経営戦略課（大学等連携事務局）

〒471-8501 豊田市西町3丁目60番地

電 話：0565-34-3360(直通) F A X：0565-34-1528

メール：keiei-senryaku@city.toyota.aichi.jp